## 介護保険料の納め方は、「特別徴収」と「普通徴収」の2種類です

特別徴収			4月		6月		8月		10月		12月		2月	
対 象 者	4月1日現在、老齢・退職年金を 年額18万円以上受給している方	4	<b>←</b>		仮徴』	又期間		$\rightarrow$	←		本徴』	又期間		$\rightarrow$
納め方	年金から天引き。 (老齢福祉年金は除きます。)		6月と8 (6月・8)	月の金額 月の金額	3月は2月と 質は増減す。 質に変更がる -)をお送り	る場合が ある場合	あります。		間に納めて天引	ていただ  きされま <sup>.</sup>	いた額を す。	差し引い	の額から(f た残額を3 f)をお送り	回に分
	普通徴収					7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
対 タ 者 4月1日現在、老齢・退職年金の受給が 年額18万円未満の方など						<i>←</i>	0/3	<i>37</i> 3		期間	12,7	1/3	→	

- ※年金が年額18万円以上(年金から天引き)の方でも下記に該当する方は、納付書での納付となりますのでご注意ください。
- ●年度の途中で65歳になる方
- ●年度の途中で他の市町村から転入した方

送付される納付書により、個別に納付。

(納付には口座振替が便利です。)

- ●所得段階が変わった方
- ●年金が一時差止になった方(現況届の提出遅れなど)
- ●年金を担保に借入されている方

・年金から天引き(特別徴収)になる(原則、おおむね6ヶ月後)までは納付書(普通徴収)で納めます。年金天引きが開始される方には、事前に通知をお送りします。

その年度の保険料の額を算定し、7月~2月の各月で納付します。

(7月上旬に保険料決定通知書(納付書)をお送りします)

- ※年金からの天引き開始時期については、年金保険者(厚生労働省、共済組合等)の事務 処理等の都合により、上記とは異なる場合があります。
- ・保険料が増額になったときは、その分を納付書(普通徴収)で納めます。
- ・保険料が減額になったときは、翌年度の9月まで納付書で納めることなります。
- ・天引できなかった保険料を納付書(普通徴収)で納めます。 ※借入されている場合は、返済金額にかかわらず納付書で納めることになります。